

1. 履修の手引き

1) 授業科目の履修

本学校における授業科目の履修は、年間教育計画にそって行ってください。単位認定にも影響しますので、学則、学則実施細則、履修規程、授業時間割、シラバス等を熟読して履修してください。

(1) 授業時間（講義）

授業の時間割は前の月の下旬に配布されます。

1時限	9：00～10：30
2時限	10：40～12：10
3時限	13：10～14：40
4時限	14：50～16：20

(2) 臨地実習時間

臨地実習の開始時間は原則8時30分です。実習病棟へは遅くとも5分前には到着し効果的な実習ができるよう準備してください。

(3) 欠席・欠課

①欠席

実習を欠席する場合は午前8時30分まで、講義を欠席する場合は午前9時までに学校へ連絡してください。

連絡先	看護学校	0827-34-2000（直通）
-----	------	------------------

欠席届は翌日登校後、速やかに記入して担任へ提出し認印を受けてください。

病気により7日以上継続して欠席する場合は、医師の診断書を提出してください。

②欠課

講義・実習共に、授業時間数の3分の1以上何等かの事由により受講しなかった場合、講義は2時間の欠課、実習は1時間の欠課となります。

欠課の場合も欠課届を速やかに記入して担任へ提出し認印を受けてください。

欠席(課)届は各学年で教員室に保管しています。

2) 授業科目の評価と単位認定（履修規程参照）

個々の授業科目について所定の時間を履修（実習）し、試験又はその他の評価方法により合格とされたとき、単位が認定されます。

(1) 評価

各授業時数の3分の2以上出席しなければ、授業科目の評価を受ける資格はありません。授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とし、可以上が合格となります。臨地実習の科目評価は、所定の評価表により行います。

(2) 試験

試験は、筆記、口述、レポート、実技などにより行われます。また、出席状況や受講態度、提出物など

も評価の対象になります。

《終了試験》(履修規程 第8条)

終了試験は、原則として講師別授業科目が終了する毎に実施します。終了試験を受けるときは、試験開始5分前には指定の教室へ入室し学籍番号順に並んでもらいます。机の中のもの全ては片付けてもらいます。机の上には、学生証、筆記用具だけ置いてください。試験時間の3分の1時間以上経過した場合の入室は認められません。

《追試験》(履修規程 第10条)

病気その他やむを得ない理由によって終了試験を受験できなかった場合は所定の手続きにより追試験を受けることができます。追試験を希望する場合は、事由消失後に追試験願を提出します。追試験願が提出されないと受験資格を失います。次年度の履修計画に沿って再履修し当該科目の終了試験を受験します。追試験は本試験に準じます。

《再試験》

履修規程第11条第2項のとおり、一科目の得点が60点未満の場合、再試験を行う。評価計画に基づいて行われる終了試験または追試験で不合格(60点未満)になった場合は所定の手続きにより当該年度内に1回限り再試験を受けることができます。

1 科目を複数の講師が単元を担当し講義を行うよう設定されている科目の場合は、それぞれの単元の終了試験の結果を「評価基準」の「算出方法」に従い得点となり、その得点が60点未満の場合、再試験となります。再試験として受験する単元は、「評価基準」の「配点」が100点となる単元が受験対象となる。※下記例を参照

試験の答案が返却されてから7日以内に、再試験願を提出します。再試験願が提出されないと受験資格を失います。再試験で不合格になった場合、次年度の履修計画に沿って再履修(講義受講)し当該科目の終了試験を受験します。

例)

科目：人体形態機能学 I

試験	単元	配点	結果 A	結果 B	結果 C	結果 D
a	身体の構造	20	10	10	10	10
	消化器	80	50	40	40	50
b	消化器	100	60	60	80	45
c	内分泌	100	60	60	100	57
	科目の得点	$a+b+c$ $\div 3$	60 合格	56.7 不合格 「身体の構造」「消化器 10時間」の 再試験	76.7 合格	54 不合格 「消化器 10時間」 「内分泌」 の再試験

結果 B、D が再試験となる。

(3) 実習 (履修規程 第12条、第13条)

各実習科目の3分の2以上の出席をもって評価を受ける資格を得る。評価は、各実習科目の評価基準

を用い評価を行う。評価の結果、60点未満の場合は、再実習となる。また、3分の1以上の欠席時間が認められた場合も、再実習となる。

(4) 補習（履修規程 第14条）

出席時数が3分の2以上であっても、その教育内容の特殊性から科目認定者が学習内容に不足を認めるときは補習を課すことがある。例としては、1科目を複数の講師が単元を担当し講義を行うよう設定されている科目であっても、単元ごとの出席時間3分の2以上の出席を求めることはしない。しかし、教育内容の特殊性から補習として、課題レポートやオンデマンド視聴を課すことがある。実習の場合、3分の2以上の出席であっても、実習科目の目標到達に対して学習内容の不足が認められる場合は、補習を課すことがある。

3) 既習科目の単位認定（学則 第20条、学則実施細則 第10条）

本校の入学前に、他の大学又は短期大学やその他の専門学校等において履修した授業科目について、その学習内容が本校における教育内容に相当する場合は、入学後2週間以内に所定の手続きにより認められることがあります。

4) 原級に留まる場合（学則実施細則 第9条、第15条）

当該年次において欠席日数が出席すべき日数の3分の1を越える場合および、各学年次実施された全科目の認定のうち、認定されていない科目が3科目以上の者は原級に留まることとなります。

臨地実習において、基礎看護学実習Ⅰの単位修得ができなかった場合、基礎看護学実習Ⅱの履修ができません。基礎看護学実習Ⅱの単位修得ができなかった場合も各看護学実習の授業科目を履修することはできません。よって、当該年度において単位修得が認められなかった授業科目について、次年度の教育計画に基づいて再履修が困難な場合は、原級に留まる場合があります。

5) 卒業（学則 第25条、第26条、学則実施細則 第16条）

所定の修業年限以上在学し、本校の教育課程全ての単位数を修得した者には卒業が認定されます。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を越える者は、卒業を認められない場合があります。また、卒業時には専門士の称号が授与されます。

6) 看護師国家試験（学則 第27条）

本校を卒業見込の者または卒業した者は、看護師国家試験が受験できます。国家試験の手続きは学校で一括して行います。各自が準備する必要書類は必ず期日内にそろえて提出してください。